

## JASSO 奨学金の受給資格・要件について

次の(1)～(8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)。

※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

※2 二重・多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。

※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

(3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

※1 機構が実施する2019年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)の受給者であっても、本制度の家計基準を満たしているか、改めて確認が必要です。

※2 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

※3 第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイト公表しています。

「日本学生支援機構ウェブサイト(在学採用の奨学金の基準)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/ki jun/zaigaku/index.html>

(4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。

(5) 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。

※1 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※2 プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。**【前年度からの変更点】**短期研修・研究型で認められていた成績要件(成績評価係数2.00以上2.30未満)に該当する学生の推薦は、2019年度よりできなくなりました。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

1) 在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合

原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は、以下2)を参照してください。

※1 学部1年次1学期目の者は、高等学校3年次の成績での算出は認められません。

※2 修士1年次1学期目の者は、学部最終年次の成績から算出しても構いません。

※3 博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出しても構いません。

※4 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出してください。

2) 成績評価係数で表すことができない又は前学期分の成績も判明しない場合

学校において、客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を総合的に判断し、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を示してください。

※1 人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。

※2 派遣プログラムの参加資格があることをもって、本制度の学業成績要件に該当すると判断することはできません。

※3 特定の科目(語学等)の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。

&lt;客観的な学業成績の判断基準の例&gt;

例1) 入学試験の成績が〇人中上位〇位までについて、成績評価係数2.30相当以上とみなす。(入学試験の可否を基準とすることは認めません。)

例2) 修士1年次は、学部最終年次の成績が〇点満点中〇点以上の者について、成績評価係数2.30相当以上とみなす。

例3) 派遣プログラム参加のための選考試験の成績が〇人中上位〇位までについて、成績評価係数2.30相当以上とみなす。

例4) 算定できない科目(合格・不合格評価のみ)がある者は、算定できない科目以外の成績評価係数が2.30以上あり、かつ算定できない科目のうち「合格」科目が〇割以上ある者について、成績評価係数2.30相当以上とみなす。

(7) 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※1 「本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等」(以下、「他の奨学金」という。)とは派遣学生に直接支給されるものを指します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金に該当しません。

※2 他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※3 他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認してください。

※4 他の奨学金に渡航に係る費用が含まれている場合は、本制度の「渡航支援金」と併給することはできません。いずれかを選択してください。「渡航支援金」についての詳細は、9頁「(2) 渡航支援金」及び11頁「3. 渡航支援金について」を確認してください。

※5 報酬を伴う研修やインターンシップ等を含むプログラムに参加する場合は、他の奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給可能です。

※6 機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、各学校の国内の奨学金(貸与型)担当者を通じて、休止手続き(「異動願」の提出)をとってください。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。

※7 機構が実施する海外留学の奨学金「第一種奨学金（海外協定派遣対象）」は、本制度による派遣学生のうち、別に定める要件を満たす者（諸外国の高等教育機関等への留学期間3か月以上1年以内の者等）を対象としています。申請する場合は、事前に本制度の派遣学生として承認されていることが必要です。

※8 機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を休止する場合は、各学校の国内の奨学金（給付型）担当者を通じて、休止手続き（「異動願」の提出）をとってください。【今年度から追加】

※9 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められません。

※10 他の奨学金を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

※11 在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金は、他の奨学金に該当しません。

（8）外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

※1 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。

※2 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

<参考> ■レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

■レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

■レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

※3 安全情報は刻々と変化します。常に最新の情報をもって、派遣学生の安全を確認してください。

（「2019年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」より抜粋）

## 支援内容（奨学金月額と渡航支援金）

### （1）奨学金月額

派遣先の国・地域によって奨学金月額は異なります。

地域区分 奨学金月額 甲 8万円

※1 定められた奨学金月額を変更することはできません。

※2 地域区分は、派遣先大学等の所在地（都市）により決まります。キャンパスが複数存在する場合には、実際に派遣学生が派遣されるキャンパスの所在地（都市）が該当地域となります。

※3 派遣先大学等との連携により別機関に派遣される場合でも、地域区分は協定等を結んでいる派遣先大学等の所在地（都市）となります。

**【前年度からの変更点】** 前年度は、別機関（実際の派遣先）の所在地（都市）としていましたが、2019年度より変更しました。

※4 本制度における指定都市は、派遣先大学等の住所表記に指定都市が含まれる場合に限りです。なお、アメリカ合衆国「指定都市」のニューヨーク・ワシントンD.C.について、ニューヨーク州・ワシントン州の誤登録申請が多いため、注意してください。

※5 同一プログラム内で、同一の派遣学生を異なる奨学金月額の地域に派遣する場合は、派遣の全期間にわたり、最初に派遣される地域の奨学金月額を一律に適用してください。

**【前年度からの変更点】** 前年度は、滞在日数が長い地域の月額を一律に適用していましたが、2019年度より変更しました。

※6 双方向協定型の受入部分については、「2019年度海外留学支援制度（協定受入）事務手続きの手引き」を参照してください。

※7 地域区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）及び「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和25年大蔵省令第45号）により、定めています。

### （2）渡航支援金

渡航支援金

16万円

※1 経済的に困窮している派遣学生で、一定の家計基準を満たしている者が対象です。〔11頁「3. 渡航支援金について」参照〕

※2 定められた渡航支援金の額を変更しての支給や分割支給、派遣プログラム参加費を差し引いての支給等はありません。

※3 学校による立替支給はありません。

※4 派遣学生以外には渡航支援金は支給しません。渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録を取り消す場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。

※5 同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。

※6 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。ただし、先に派遣するプログラムの終了後、後から派遣するプログラムの開始前までに、日本に一度帰国している必要があります。日本に帰国せず、直接又は第三国を経由して、後から派遣するプログラムの派遣先に移動する場合は、後から派遣するプログラムでは渡航支援金は支給できません。

（「2019年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」より抜粋）

※渡航支援金は奨学金受給学生のみが対象です。